

質問第九五号

国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷による名誉毀損行為に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和七年十二月十七日

小西洋之

参議院議長 関口昌一 殿



国光あやの外務副大臣による小西洋之参議院議員への質問通告に係る事実無根の誹謗中傷によ

る名誉毀損行為に関する質問主意書

一 木原稔内閣官房長官は、国光あやの外務副大臣による令和七年十二月六日のSNS上における小西洋之参議院議員に対する発言に関して、嚴重注意を行ったとのことだが、国光外務副大臣の当該発言行為に関する政府の見解を示されたい。

二 国光外務副大臣は小西洋之参議院議員に対して、当該発言の内容の全てが「事実関係が不確かな記憶に基づく発言であり、現在において事実ではないとの認識にあり、」との意思表示を文書で行っているが、国光外務副大臣は先に野党の質問通告に関する発言事案で木原内閣官房長官から注意を受けたとされており、その上で、このような事実無根の悪質な名誉毀損行為を行った副大臣は更迭されるべきではないか、政府の見解を示されたい。

右質問する。